

建築士事務所の皆様へ

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？



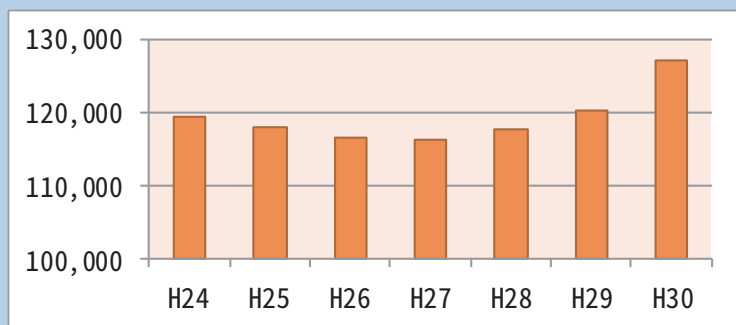
セクハラにより会社が訴えられています！！

社長！！
従業員が過労自殺して、使用者責任が問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で、損害賠償を請求されています！！



労災事故による死傷者数(死亡災害および休業4日以上死傷災害)は、**毎年10万人**を超えています！



出典：厚生労働省「労働災害発生状況(確定)」

平成29年度における、政府労災保険の新規受給者数^(注)は650,534人。時間単位に換算すると、**1時間に約75人**の方が政府労災保険の保険金を受け取る事故が発生しているのです！

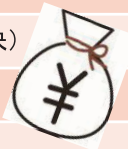
(注)遺族一時金、葬祭料や介護給付等の被災者本人以外の方が受け取る場合を含みます。

出典：厚生労働省「平成29年度労災保険事業の保険給付等支払状況」



労災事故をめぐる**高額判決・和解事例**が相次いでいます！

判決金額	業種	事故内容
1億9,800万円	精密機器製造	人事異動後の集中残業による脳内出血で意識障害。(大阪地裁 平成20年4月判決)
1億9,400万円	レストラン	レストラン支配人(管理職)が脳過労障害。(鹿児島地裁 平成22年2月判決)
1億6,800万円	広告業	ラジオ局員が過労自殺。(最高裁 平成12年3月判決)
1億6,700万円	市立病院	医師が過労死。(長崎地裁 令和元年5月判決)
1億3,000万円	銀行	行員(40歳)が長時間労働によるうつ病で過労自殺。(熊本地裁 平成26年10月判決)
1億2,700万円	県立病院	嘱託医が過労死。(那覇地裁 平成17年3月判決)
1億2,000万円	重工業研究所	研究室長が長時間労働により心筋梗塞を発症。(長崎地裁 平成16年3月和解)
1億円	鉄道会社	社員(28歳)が長時間労働によるうつ病で過労自殺。(大阪地裁 平成27年3月判決)
1億円	建設会社	営業課長が長時間労働が原因でうつ状態となり自殺。(京都地裁 平成27年9月判決)
7,200万円	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺。(福井地裁 平成26年11月判決)



そこで中央会の業務災害補償プランへのご加入をおすすめします！(裏面へ)
マネジメント支援センター((一社)東京都建築安全支援協会)は全国中小企業団体中央会(中央会)の会員です。

業務災害補償プランのポイント



従業員等の業務上の災害によって貴社が被る各種費用の支出や損害賠償リスクをしっかりと補償します！

①シンプルで選びやすいパッケージプラン
をご用意しています！

②政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします！(*)

ポイント

③充実した付帯サービス「人事・労務
相談デスク」をご利用いただけます！

④一定の条件を満たした場合、経営事項
審査で15ポイントの加点対象となります！

(*) 保険金のお支払いは、政府労災保険の認定とは連動しないため、政府労災保険の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。ただし、「労災認定身体障害追加補償特約」、「メンタルヘルス対策費用特約」については、政府労災保険の認定を受けたものに限ります。また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

●使用者賠償責任補償特約

従業員等(補償対象者)が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気のために、事業者等が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害賠償金および法律上の損害賠償責任の解決のために支出した費用(訴訟費用等)を負担することによって被る損害を補償します。

より手厚い補償を…！

●雇用慣行賠償責任補償特約

日本国内において従業員等(補償対象者)に対して行った不当行為(差別的行為、ハラスメント等)に起因して、従業員等より保険期間中に事業者等に対して損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用、応訴費用)に対して、保険金をお支払いします。

保険料例

【試算前提条件】

業種:その他各種事業(建築士事務所)、年間売上高1億円

<一般契約保険料>

月々16,190円

※2(年間194,280円)

年間90,840円
割安

中央会の 業務災害補償プラン

44%割引※1

+

さらに

リスク診断割引
最大25%割引

月々8,620円

(年間103,440円)

年間25,680円
割安

月々6,480円

(年間77,760円)

年間差額116,520円!!

※1 被保険者数割引(20%)、損害率による割引(30%)が適用。

※2 被保険者数割引、損害率による割引適用なし。

【試算前提条件】業種:その他各種事業(建築士事務所)、年間売上高1億円

【試算補償内容】死亡・後遺障害補償保険金支払限度額1,000万円、入院・手術補償保険金支払限度額5,000円

通院補償保険金支払限度額3,000円、労災認定身体障害追加補償特約、コンサルティング費用補償特約、メンタルヘルス対策費用特約、事業者費用補償(ベシッ・実損型)特約、使用者賠償責任補償特約1名/1災害とも1億円

ご注意

- セットいただく特約によっては、政府労災の認定が必要な場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。
- 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や支払限度額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
- このチラシは「業務災害補償保険」の「使用者賠償責任補償特約」、「雇用慣行賠償責任補償特約」の概要を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ先

団体名

マネジメント支援センター
((一社)東京都建築安全支援協会)